



鳥取県公報

令和3年3月2日(火)
号外第21号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 公衆浴場入浴料金の統制額の指定(102) (くらしの安心推進課) 2

告 示

鳥取県告示第102号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定に基づき、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、令和3年4月1日から施行する。

平成26年鳥取県告示第272号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定について）は、令和3年3月31日限り廃止する。

令和3年3月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 公衆浴場入浴料金の統制額

| 区 分 | 入 浴 料 金 | | |
|------------------|------------------|----------------------|-----------------|
| | 大 人 (12歳以上の者) | 中 人 (6歳以上12歳未満の者) | 小 人 (6歳未満の者) |
| 統 制 額 (1人につき) | 450円 | 150円 | 80円 |

2 鳥取県公衆浴場法施行条例（昭和32年鳥取県条例第4号）第1条の2第1項に規定する一般公衆浴場以外の公衆浴場の入浴料金については、前項の規定は適用しない。